

日本消費者教育学会地方支部設置要綱

(2015年10月3日制定)

(目的)

第1条 日本消費者教育学会（以下「学会」という。）は、この学会の事業および運営の円滑な推進を図るとともに、会員相互の交流と学会活動を活性化するため、日本消費者教育学会会則（以下「会則」という。）第13条第1項の規定に基づき、全国の各地域に地方支部を置くものとする。

2 この要綱は、会則第13条第3項の規定に基づき、地方支部の設置および組織、運営等に関し必要な事項について定める。

(適用)

第2条 前条第1項の規定による地方支部の設置および組織、運営等については、この要綱に定めるもののほか、会則その他の学会諸規則の定めるところによる。

(地方支部の数)

第3条 第1条第1項の規定に基づき設置する地方支部は、北海道・東北支部、関東支部、中部支部、関西支部、中国・四国支部および九州支部の6支部とする。

(設置)

第4条 前条に定める地方支部の設置は、当該地域の学会会員の発起により、この学会の理事会（以下「理事会」という。）の承認を得て、この学会の会員総会（以下「会員総会」という。）の議決をもって、これを行う。

(組織)

第5条 地方支部は、原則として当該地域に在住し、または当該地域に所在する教育機関等に所属する学会会員をもって組織する。

(統合)

第6条 地方支部は、当該支部の学会会員（以下「支部会員」という。）の総意に基づき、理事会の議決を経て、会員総会の承認を得たときは、他支部と合併することができる。

(解散)

第7条 地方支部は、次の各号に掲げる事由により解散する。

- 一 当該支部の支部会員総会による決議
- 二 当該支部の正会員の欠亡
- 三 他支部との合併
- 四 前各号に定めるもののほか、会員総会において支部存続が不可能と判断されたとき

(活動の休止および再開)

第8条 地方支部は、当該支部会員の総意に基づき、理事会の議決を経て、会員総会の承認を得たときは、当該支部の活動を一時休止することができる。活動を再開する場合も、同様とする。

(活動助成)

第9条 この学会は、地方支部の活動および事業の展開が円滑に行われるよう活動費を助成する。

(支部長)

第10条 地方支部には、支部長を置くものとする。

2 前項の規定による支部長の選任については、会則第17条第2項および第3項の定めるところによる。

3 支部長は、会則第20条第4項の規定により、この学会の理事となる。

(事務局)

第11条 地方支部には、当該支部の活動および事業に係る業務を処理するため、事務局を置く。

(規則の整備)

第12条 地方支部の組織および運営に関し必要な事項については、それぞれの地方支部において、これを定めるものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めのない事項については、理事会の承認を得て、会長がこれを処理する。

(細則)

第14条 この要綱を施行するにあたって必要な細則については、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

(改正)

第15条 この要綱の改正は、理事会の議決を経て、会長がこれを行う。

附 則 (2015年10月3日)

(施行期日)

この要綱は、2016年度会員総会で承認された日から施行する。